通運株式会社」を「日本通運株式会社　福山通運株式会社　佐川急便株式会社　ヤマト運輸株式会社　西濃運輸株式会社」に改め、同表ガスの供給に直接関係がある機関の項中「財団法人日本ガス協会（昭和二十七年六月七日に財団法人日本ガス協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人日本ガス協会」に、「社団法人日本簡易ガス協会（昭和四十五年十月十二日に社団法人日本簡易ガス協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人日本コミュニティーガス協会」に改め、同表新聞社等の機関の項を次のように改める。

新聞社等の機関	政治・経済・文化その他公共的な事項を報道し又は議論することを目的としてあまねく発売される日刊新聞紙（その発行部数が一つの題号について八千部以上であるもの）を発行する新聞社　新聞社又は放送事業者にニュースを供給することを主な目的とする通信社　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者、同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者及び同条第二十五号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあっては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。）

○政治資金適正化委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年七月二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
二三三二	熊谷　隆司	二六、六、一七	本人からの申請
二六一八	神田　洋一	二六、四、二一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三七八一	荒井　公尊	二六、六、一七	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第四十四号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年七月二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
五六五	押鐘　博子	五六五　二六、六、一三	

○外務省告示第二百二十号

一　マラウイ共和国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された「万国郵便連合憲章の第八追加議定書」の加入書を平成二十六年一月十四日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。よって、同議定書は、寄託の日にマラウイ共和国について効力を生じた。

二　大韓民国政府は、平成二十四年十月十一日にドーハで作成された次に掲げる諸文書の承認書を平成二十六年一月二十四日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

(一)　万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）

(二)　万国郵便条約

(三)　郵便送金業務に関する約定

よって、これらの文書は、寄託の日に大韓民国について効力を生じた。

三　スロバキア共和国政府は、平成二十四年十月十一日にドーハで作成された次に掲げる諸文書の批准書を平成二十六年二月十二日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

(一)　万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）

(二)　万国郵便条約

(三)　郵便送金業務に関する約定

よって、これらの文書は、寄託の日にスロバキア共和国について効力を生じた。

四　ポーランド共和国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された「万国郵便連合憲章の第八追加議定書」の批准書を平成二十六年三月五日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。よって、同議定書は、寄託の日にポーランド共和国について効力を生じた。

五　フランス共和国政府は、平成二十四年十月十一日にドーハで作成された「万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）」の承認書を平成二十六年三月十七日に万国郵便連合国際局長に寄託した。よって、同規則は、寄託の日にフランス共和国について効力を生じた。

六　ロシア連邦政府は、平成二十四年十月十一日にドーハで作成された次に掲げる諸文書の承認書を平成二十六年三月二十日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

(一)　万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）

(二)　万国郵便条約

(三)　郵便送金業務に関する約定

よって、これらの文書は、寄託の日にロシア連邦について効力を生じた。

（平成二十六年五月二十七日付け万国郵便連合国際事務局文書）

平成二十六年七月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百二十一号

サモア独立国政府は、平成二十三年十二月十七日にジュネーブで作成された「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのサモア独立国の加入のための議定書」の受諾書を平成二十四年四月十日に世界貿易機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年五月十日に効力を生じ、サモア独立国は、同日に世界貿易機関の加盟国となった。

（平成二十四年四月十八日付け世界貿易機関事務局長書簡）

平成二十六年七月二日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第八百七十五号

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第一条第一号ホの規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を次のように定め、平成二十六年七月二日から施行する。

平成二十六年七月二日

農林水産大臣　林　　芳正

肥料取締法施行規則第一条第一号ホの農林水産大臣が指定する材料は、次に掲げる材料とする。

一　消石灰（肥料の配合に当たって全重量の五％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）

二　とうがらし粉末（肥料の配合に当たって全重量の五％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）

三　パームアッシュ（肥料の配合に当たって全重量の十％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）

○農林水産省告示第八百七十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年七月二日

農林水産大臣　林　　芳正

1　品種登録の番号　第23442号

2　品種登録の年月日　平成26年6月24日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Tulipa L.

4　登録品種の名称　赤い糸

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所　富山県富山市新総曲輪1番7号

7　出願公表の年月日　平成24年6月19日

1　品種登録の番号　第23443号

2　品種登録の年月日　平成26年6月24日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Tulipa L.

4　登録品種の名称　春の火まつり

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、表災害救助機関の項中「薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十一項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十二項」に改める部分については、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。